

介護職員初任者研修課程（通信）学則

（事業の実施者の名称・所在地）

第1条

本研修は、次の事業者が運営する。

有限会社介護サービスゆかり

所在地 福島県いわき市勿来町酒井関根 57-5

（事業の目的）

第2条

急速に進行する高齢化に伴い、高齢者及び身体障害者への介護ニーズに対応するため、必要な職業倫理及び実務的知識・技能等を修得し、社会に貢献できる人材を養成する。

（養成研修の名称）

第3条

本研修の名称は、次の通りとする。

介護サービスゆかり 介護職員初任者研修

（実施課程及び形式）

第4条

本研修の実施課程は介護職員初任者研修課程であり、高齢者とのコミュニケーション技法・介護技術及び介護保険基礎知識等を修得するため、通学形式及び通信形式での講義及び演習を行う。

（研修実施場所）

第5条

研修は、以下の場所にて実施する。

有限会社介護サービスゆかり ゆかりの広場

所在地 福島県いわき市勿来町酒井関根 57-6

有限会社介護サービスゆかり ゆかりの家

所在地 福島県いわき市勿来町酒井関根 57-5

（研修日程及び定員）

第6条

平成30年度研修日程は、次の通りとする。

実施回	コース名	実施期間	定員
第1回	11月開講コース	2018年11月～12月	12名
第2回	2月開講コース	2019年2月～3月	12名

(受講対象者)

第7条

受講対象者は、心身共に健康で、介護職員として介護の仕事に従事しようとする者とする。

(受講手続き及び本人確認の方法)

第8条

(1) 弊社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(2) 本人確認は、受講申込受付時または初回講義時まで、以下のいずれかの書類によって確認をする。

- ・運転免許証
- ・住民票
- ・住民基本台帳カード
- ・健康保険証
- ・パスポート
- ・年金手帳等

(研修カリキュラム及び担当講師)

第9条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修日程表」の通りとする。担当講師は別紙「担当講師一覧」の通りとする。

(通信形式での実施)

第10条

(1) 講義を通信の形式によって行う地域の定めはないが、通学に差し支えない程度の距離にある地域とする。

(2) 添削指導及び面接指導等は各科目及び項目担当の講師が受け持つ。

(3) 課題提出日及び面接指導の日程は、別紙「介護職員初任者研修 日程表」の通りとする。

(研修参加費用及び支払いの方法)

第11条

(1) 研修参加費用は次の通りとする。

実施回	受講費用	含まれるもの
第1回～第2回	60,000円(税込)	授業料、その他備品代込

※テキスト代 3,240 円（税込）は別途必要。

（2）受講者は研修費用を原則、一括にて以下の金融機関へ受講開始 2 日前までに振り込むこととする。分割支払いを希望の場合は事務局に事前に連絡の上、2 回払い（1 回当たり 39,420 円ずつ）にて受講開始 2 日前に初回分を支払い、受講期間が終了するまでに残りの金額を支払うものとする。尚、振込み手数料については受講者負担とする。

振込先 いわき信用組合 勿来支店 普通 4144821
有限会社介護サービスゆかり 代表取締役 三瓶ミツエ

（解約条件及び返金について）

第 1 2 条

開講日の前日までに解約を申し出れば、開講準備のために実費でかかった経費を差し引いて返金する。開講日以降の解約申し出については、全額返金しないものとする。

（使用テキスト）

第 1 3 条

研修で使用するテキストは以下の通りとする。
介護職員初任者研修テキスト 株式会社 QOL 出版

（研修修了の認定方法）

第 1 4 条

修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、通信学習課題を全て提出し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

（1）修了評価は、担当講師が項目ごとに行い、その評価をまとめて科目全体の評価を行う。

（2）修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験及び口答試験も行う。

（3）認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価した上で、C 以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

筆記試験認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

実技・口答試験認定基準（50点満点とする）

A=45点以上、B=40～44点、C=35～39点、D=35点未満

通信課題認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

（研修欠席者に対する取扱）

第15条

理由の如何にかかわらず、研修開始時刻より遅刻した場合は欠席とする。早退の場合も欠席扱いとする。また、やむを得ず欠席となった場合には必ず「補講受講届」を提出し、研修期間内に補講を受ける。ただし、補講にかかる授業料については、1項目につき5,400円(税込)を受講者の負担とする。また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

(受講の取消し)

第16条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書等の交付)

第17条

第14条により認定された者は、当法人が「福島県介護職員初任者研修事業実施要綱」の定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第18条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、福島県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、修了者に対しては1,000円の再発行手数料の負担を求める。

(課程編成責任者)

第19条

課程編成責任者は、有限会社介護サービスゆかり 橋本智子とする。

(苦情取り扱いについて)

- (1) 法人の苦情相談窓口・連絡先

有限会社介護サービスゆかり 担当窓口：三瓶ミツエ 連絡先：0246-65-1212

- (2) 事業所の苦情相談窓口・連絡先

有限会社介護サービスゆかり ゆかりの広場 担当窓口：橋本智子 連絡先：0246-64-8888

(施行細則)

第20条

この学則に定めのない事項で、特に必要と認めた場合、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

この学則は、平成27年5月1日から施行する。

この学則は、平成27年10月1日から施行する。

この学則は、平成28年1月1日から施行する。

この学則は、平成28年5月1日から施行する。

この学則は、平成29年6月1日から施行する。

この学則は、平成29年11月1日から施行する。

この学則は、平成30年9月1日から施行する。